京都府警察本部告示 第 108 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 7 日

京都府警察本部長

警視監 吉越 清人

2 聴聞の場所 京都市伏見区羽東師古川町 6 4 7 京都府警察自動車運転免許試験場内

京都府自動車安全運転学校